

今後の新型コロナウイルス感染症への対応等について

平素は、本市の教育活動に、ご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。
また、これまで新型コロナウイルス感染症予防等にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、国や県の通知等を受けて、令和5年5月8日より下記のように対応しながら、教育活動を進めてまいります。

ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 学校園における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、以下の対策に取り組んでまいります。

- (1) これまでと同様、ご家庭で健康観察を行っていただき、本人が発熱等の風邪症状や疑わしき体調変化のある場合は、登校園を控えていただきますようお願いいたします。
- (2) 適切な「換気」の確保、「手洗い」等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じていきます。
※手指用の消毒に関しては、流水での手洗いができない際に補助的に用いるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導していきます。

学校の教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本としますが、マスクの着脱については強要するものではありませんので、ご家庭で判断いただきますようお願いいたします。

今後地域や学校において、感染が流行している場合などには、活動場面に応じて一時的にマスクの着用を促すことも考えられます。ただし、マスクの着用を強いることはありません。
さらに、活動場面に応じた対策を一時的に講じることもあります。

2 換気対策について

教室等での換気対策としては、CO2 モニターや空気清浄機、サーキュレーター等を活用し、進めてまいります。

3 出席停止の取り扱いについて

児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合には、季節性インフルエンザ等と同様、出席停止の措置を講じます。

- 【5月7日まで】・感染が判明したもの
- ・感染者の濃厚接触者に特定されたもの
 - ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられるもの 等



- 【5月8日から】・感染が判明したもの 等

4 臨時休業の考え方について

新型コロナウイルス感染症が確認された場合の臨時休業の考え方は、季節性インフルエンザ等の考え方に合わせて運用することとします。

【臨時休業の基準】

新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザと診断された者及び同様の症状で欠席した者が在籍者の20%程度に達した場合に、学校園長・校医等と協議して決定します。

